

## 学校感染症による出席停止の取り扱いについて

学校においては、教育の場・集団生活の場として望ましい学校環境を維持し、児童生徒が健康な状態で教育を受けることができるよう、感染症の予防をすることが重要です。このため学校保健法施行規則において、学校感染症（学校において予防すべき感染症）の種類と出席停止期間等について定められています。

以下の内容について、ご理解ご協力をお願いします。

### ☆ 学校感染症の種類と出席停止期間

◇第一類の感染症は治癒するまで。

- ・エボラ出血熱
- ・ペスト
- ・ジフテリア
- ・クリミア・コンゴ出血熱
- ・マールブルグ病
- ・痘そう
- ・ラッサ熱
- ・鳥インフルエンザ
- ・重症急性呼吸器症候群
- ・南米出血熱
- ・急性灰白髄炎

◇第二類の感染症にかかった者については次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

- ・インフルエンザ……発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
- ・百日咳……特異な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- ・麻疹……発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで。
- ・流行性耳下腺炎……耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
- ・風疹……発疹が消失するまで。
- ・水痘……すべての発疹がかさぶたになるまで。
- ・咽頭結膜熱……主要症状が消退した後2日を経過するまで。
- ・髄膜炎菌性髄膜炎……症状により学校医等その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ・結核……症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

◇第三類の感染症は症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

- ・コレラ
- ・腸チフス
- ・急性出血性結膜炎
- ・流行性角結膜炎
- ・腸管出血性大腸菌感染症
- ・細菌性赤痢
- ・パラチフス
- ・その他の感染症  
(溶血性連鎖球菌・ウイルス性肝炎・伝染性紅斑・手足口病・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症)

\*上記の学校感染症にかかった場合は、学校に連絡の上、速やかに医療機関で受診してください。当校の可否については、主治医の判断に従ってください。

\*登校の開始について

医師に「**登校許可証明書**」に記入してもらい、登校の際に保健室に提出してください。

○インフルエンザと診断された場合は、保護者が「インフルエンザ治癒報告書」に必要事項を記入し、登校の際に保健室に提出してください。（「登校許可証明書」は必要ありません。）

様式については、配付してありますが、次ページの様式をご利用ください。

\*学校感染症にかかり出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。

\*不明な点がありましたら、保健主事または養護教諭にお問い合わせください。

主治医様

岐阜希望が丘特別支援学校長

## 学校感染症に関わる証明について（依頼）

標記の件につきまして、公私ご多用のところ申し訳ありませんがよろしく申し上げます。

---

## 学校感染症証明書（登校許可証明書）

岐阜希望が丘特別支援学校 部 年 組

氏 名

病 名

表記の児童生徒は上記の学校感染症のため（ ）月（ ）日から（ ）月（ ）日  
日まで療養中でしたが感染のおそれがないものと認め（ ）月（ ）日より登校可能  
と判断します。

平成 年 月 日

医 師

印